

蔬菜の新品種第 18 巻採録品種の条件

1. 「蔬菜の新品種」第 17 巻（2009 年 6 月発行）以降に発表されたもので、「品種」として明確に存在していること。（系統選抜中ならびに試作検討中のものは除外する。）
2. 品種特性が優良であり、かつ相当程度普及しているか、その見込みのあるもの。
3. 原稿執筆に当たり「育成経過」の項で、育成の端緒となった原品種名または系統名（採録品種が F1 であるときはその両親）を明記できるもの。
4. 試験研究または普及関係の各機関（農研セ、農園試、改良普及所、農協等）に所属する職員が、本書採録にふさわしい品種であることを現場で認め、また解説の記述内容が適当であると認めたものであること。
註、認定者のご氏名を本文の末尾に記載します。
5. お申し出頂いた品種の本書への採録は、編集委員会等の調査を経て当方で決めますので予めご承知下さい。また、類似品種を数多く寄せられる場合がありますが、これらはなるべく整理の上お申し出下さい。
6. 「種苗法に基づく品種登録」に関わる品種の取り扱い
 - 1) 2006 年 4 月以降に登録申請し、現在までに登録された品種で、かつ本書に未掲載の品種が対象になります。
 - 2) 登録手続き中または登録を予定している品種においては、平成 25 年 3 月 31 日までに登録を完了することが出来なかった場合、その品種は次巻の採録対象となります。
 - 3) 登録済み品種はその番号を記載しますのでご報告下さい。
7. 第 1～17 巻までに採録された作物の種類、品種は、当研究所ホームページの「蔬菜の新品種」を参照して下さい。 <http://www.enken.jp>

第 13 巻以降、蔬菜用として積極的に育成されたイモ類（サツマイモ、ジャガイモなど）、マメ類（落花生など）、香辛野菜、山菜などを新たに採録対象作物としました。これらについては、ここ数年間に発表されたものとします。
8. これまで国内育成品種のみを採録してきましたが、国内栽培用として国外で育成されたもののうち、国内の野菜生産に大きく影響を及ぼした品種の採録を検討しています。これについても、該当品種がありましたら、育成元を明記のうえ、お知らせ下さい。お問い合わせは、編集委員会事務局にお願いします。

編集委員会事務局： 越智（おち）

電話： 047-387-3827

FAX： 047-387-3863

メール： soshin@enken.or.jp